

令和3年度 社会福祉法人燕市社会福祉協議会事業計画

～ 『地域が支えるその人らしい暮らし』をかなえるために～

◆ 基本方針

燕市社会福祉協議会（以下「本会」という。）令和3年度の基本方針は、社会福祉法において「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの推進が位置づけられていることから、「1. 住民主体の取り組みの推進」のほか、「2. 法人の組織・活動の強化」「3. 福祉サービスの経営安定化」「4. 福祉人材の確保・育成」を重点課題ととらえ、事業を展開します。

特に、「支え合い、共に生きる地域社会」を基本理念とする第3次燕市地域福祉活動計画の実践において、住民主体による「地域課題の発見力・解決力を強化する体制」、福祉分野にとらわれない「多職種連携に向けたネットワークの構築」を、自治会や地域住民、民生委員児童委員、市、関係機関・団体など、多機関との連携・協働により積極的に進めていきます。

また、国や県、市の動向等を踏まえ、本会における新型コロナウイルス感染症予防対策を早期に講じ徹底していくなかで、通常業務の遂行に務めます。

1. 住民主体の取り組みの推進

- ・身近な生活圏域における住民主体の「地域支え合い活動」を市内全域への拡大をめざし、関係機関等との多職種連携により計画的に進めます。
- ・多くの地域課題や福祉ニーズについても、解決への意見出しや新たなサービス創出に向けた住民の協議の場を設け、引き続き「我が事・丸ごと」とした地域づくりを実践します。
- ・第3次燕市地域福祉活動計画が実践4年目を迎え、これまでの進捗確認のほか、必要に応じた見直しを行いながら、活動の浸透を図ります。

2. 法人の組織・活動の強化

- ・地域共生社会の実現を推進していく役割を十分に果たせるよう、経営基盤や事業・活動を整理、評価し、法人の組織・活動の強化を図ります。特に、住民組織や民生委員児童委員、老人クラブ、社会福祉法人、福祉施設及び共同募金運動との連携・協働を強化します。
- ・法人組織のガバナンス強化や地域における公益的な活動に取り組み、その適正な法人運営と実践活動を発信し、広く市民の理解と信頼、協力を得ることにつなげていきます。これにより、自主財源の確保や行政への継続的な財源確保に務めます。
- ・法人としての非営利性・公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上に、一層積極的に取り組みます。

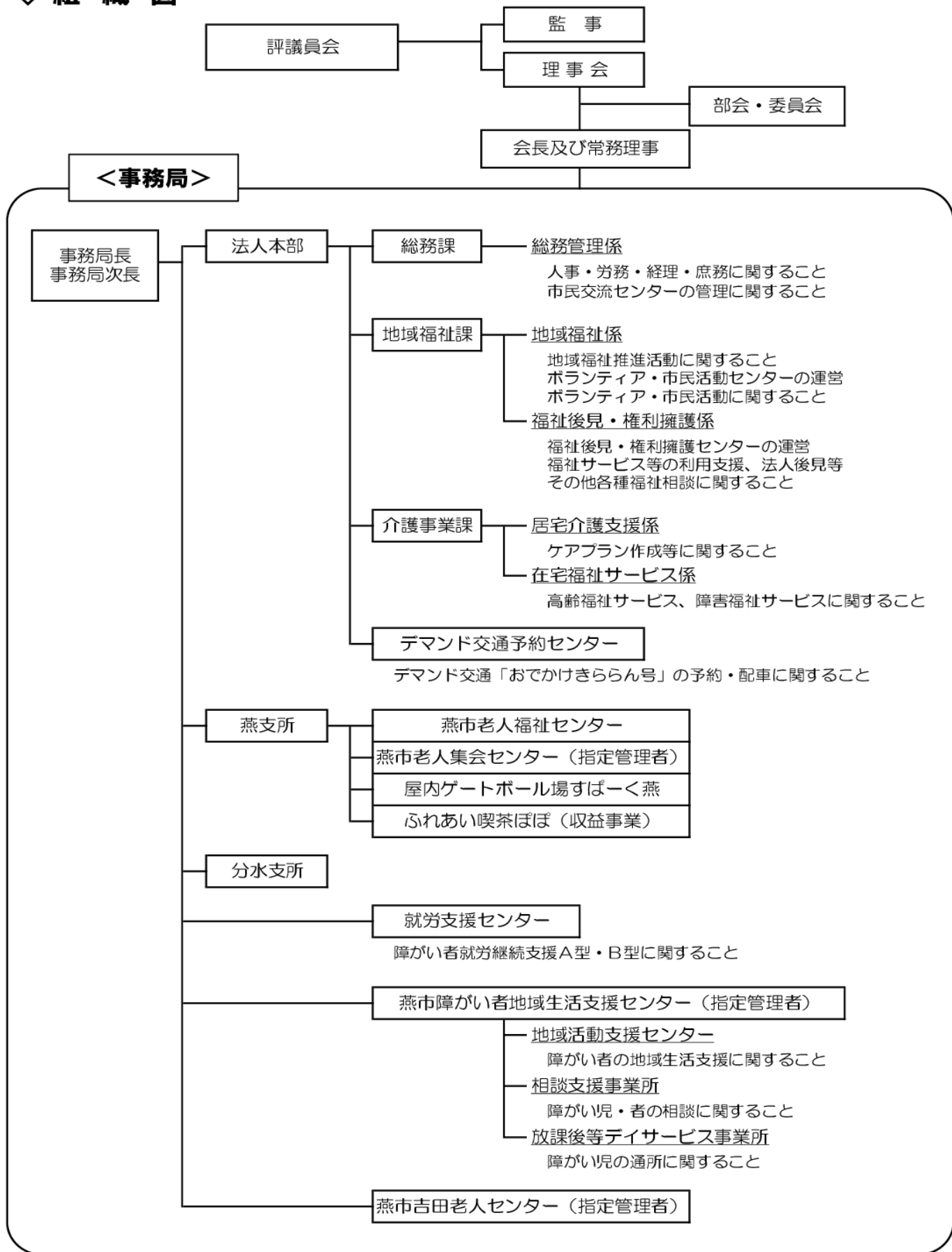
3. 福祉サービスの経営安定化

- ・各種制度に基づく福祉サービス事業では、適切なサービス提供と経営の安定化に務めます。
- ・将来のサービス利用を考える時、本会が多様な提供者のなかから選択されるよう、広く市民への事業PRや出前説明を行うなど、法人組織として新規利用者の獲得に取り組みます。
- ・経営不振傾向の事業においては、経営改善に成功した事例の収集やコンサルタントの導入などを検討し、経営基盤の好転と安定をめざします。

4. 福祉人材の確保・育成

- ・福祉・介護の仕事に対する関心を高める取り組みを協議します。
- ・多様で柔軟な働き方の実現や雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等、働き方改革への福祉分野における情報を収集し、改善に向け計画的に取り組みます。これにより福祉人材の確保、定着をめざします。
- ・法人の全所属において各自が「地域福祉を推進していく」との自覚を持ち、その役割を果たしていくための人事交流や異動、内部研修会、キャリアパス等について検討・実践し、職員の育成を図ります。

◇ 組織図



1. 法人事務局

(1)現状・課題

- ・社会福祉法人制度改革への対応では、「経営組織のガバナンス強化」「事業運営の透明性の向上」「財務規律の強化」「地域における公益的な取り組み」をポイントに、公益性と非営利性を発揮した社会福祉協議会（以下「社協」という。）の役割を明確にし、果たしていかなければなりません。
- ・本会に対する「行政の出先機関」「介護事業所」「他の社会福祉法人と同じ組織」という認識はまだまだ残っています。こうした認識を変えていくためには、本会の組織活動を住民組織や民生委員児童委員、老人クラブ、共同募金運動等と積極的に連携・協働して実践していくことが求められます。
- ・多岐にわたる事業を実施していますが、組織内での情報共有・連携が十分ではありません。また、地域のさまざまなニーズに合わせて既存の事業を見直していく必要があります。
- ・地域福祉課では、係や担当ごとの『縦割り』による連携不足がみられます。係を再編成し、相乗効果による業務の執行が課題です。
- ・働き方改革の推進や同一労働同一賃金への取り組みなどでは、国の施策に沿った見直しや実践が急務です。
- ・「ふれあい喫茶ぽぽ」では、収益を見込む事業としての展開を継続することが困難となってきました。早急に収益事業のあり方を検討する必要があります。
- ・分水支所は、桜井の里福祉会が所有する健康福祉プラザの一部を借用しての運営が5年となります。分水地区で新たな事業展開ができる活動拠点を模索していかなければなりません。

(2)目標・方針

- ・社会福祉法人制度改革への取り組みを継続して協議し、市民をはじめ、関係機関や団体等に対する説明責任を果たしていきます。
- ・本会の活動を整理、評価し、必要な見直しを行うとともに、より多くの理解と協力を得て事業を展開できるよう取り組みます。
- ・定例会議等において事業の評価、財政状況、情報開示内容等の協議を進めます。
- ・職員一人ひとりが本会の職員としての自覚や基本的な考えを共有し、「めざす地域像」「事業・活動の方向性」といった、組織のビジョン作成を協議します。
- ・地域福祉を推進する部門の地域福祉課では、従来の「地域福祉係」と「ボランティア・市民活動係」を統合し、「地域福祉係」とします。これにより、地域住民やボランティア、各種団体や関係機関と連携・協働しながら地域生活課題を把握し、課題の解決や地域づくりに向けた取り組みを総合的に推進します。また、福祉教育、ボランティア・市民活動を通じて地域福祉への関心を高め、主体形成を図ります。
- ・国の動向等を踏まえ、職員の雇用体制や処遇について速やかに検討を進めます。
- ・「ふれあい喫茶ぽぽ」は、老人福祉センターと一体的に管理している施設であることから、センター利用者等への食事を提供する分野として、事業を継続できるよう協議します。
- ・放課後等デイサービスのニーズが高まってきていることから、当事業所の空白域である分水地区に、支所機能を備えた事業所の建設検討を進めていきます。

(3)事業概要

【法人組織の強化】

事業名等	内 容	特記事項
評議員会	決議機関として法人の重要事項を決定します。 ・年2回開催 ・評議員選任・解任委員会の開催	6月に評議員の改選を行います。
理事会	業務執行機関として、理事・会長のけん制機能を働かせます。 ・年4回開催	6月に理事の改選を行います。
法人経営会議	正副会長に事業実施状況報告や本会の課題について協議します。 ・月1回開催	
管理会議	法人経営会議に提案する事項について協議します。 ・月1回開催	
課長会	直近の活動等についての進捗報告や情報交換、各所属から提案された事項について協議します。 ・週1回開催	
職員の確保、育成	働き方改革への取り組みを速やかに協議・検討し、福祉人材の確保を図ります。また、計画的に育成を図り、職務の専門性や職員の自覚を高めます。 ①内部研修の実施 ・災害時職員体制の整備 ・組織の連携及び今後のビジョン作成 ②外部研修への参加 他機関からの通知に従い積極的に参加	オンライン等による外部研修が増え、今まで以上に有効な参加を進めます。
カイゼン提案制度	業務に対する改善について、職員だれもが提案できるしくみづくりを検討します。	
人事考課制度	正規職員を対象に実施します。また、制度についての見直しを検討します。	
目標管理制度	正規・臨時・嘱託職員を対象に、目標設定・評価を実施します。	
第3次燕市地域福祉活動計画の実践	引き続き、住民や団体等へ計画内容を周知するとともに実践を図ります。また、計画推進委員会を開催し、計画の進捗状況を点検するとともに推進を図ります。	H30.4.1からの5か年計画の4年目となります。
広報活動 ＜本会会員会費事業＞ ＜共募助成事業＞	本会の事業、福祉情報の普及宣伝を行います。 ・広報誌「社協だより」の発行：年4回 ・ホームページの運営 ・社協LINE公式アカウントの開設 ：福祉情報の発信、相談対応の入口機能 ・は～とふるカレンダーの作成・配布 ：自治会、民生委員児童委員、小・中学校、各種施設、希望する市民	本会LINEに2つのアカウントを開設し、幅広い年代への情報提供と相談しやすい窓口の拡大を図ります。

事業名等	内 容	特記事項
実習生受け入れ	地域の人材育成の一環として、社会福祉士相談援助実習、介護福祉士訪問介護実習等を受け入れます。	
視察研修の受け入れ	他社協、関係機関・団体等の視察研修を受け入れます。	

【災害支援】

事業名等	内 容	特記事項
市地域防災体制への協力	市総合防災訓練に参加するとともに、災害ボランティアセンター設置運営にかかる協定締結に向けて協議します。	
新潟県社協災害支援体制での連動	災害発生時には、「社会福祉協議会における災害救助活動に関する相互支援協定」により職員派遣等を行います。	
災害等緊急時対応マニュアルの整備	防災計画の訓練を行うとともに、災害ボランティアセンターマニュアルの見直しを行います。併せて、事業継続計画（BCP）も進めます。	

【「第3次燕市地域福祉活動計画推進委員会」

県外のアドバイザーにはオンライン出席を依頼し、感染症予防のもと開催します】



【社協だより
“燕市社協公式 LINE
始めました！”】

2. 総務課 総務管理係

(1)現状・課題

- ・法人事務局の補完的役割として、「ひと・もの・かね」の管理を適切に行っています。
- ・法令に基づく労務管理など、職員が安全安心して業務に従事できるよう環境整備を整えています。特に障害者の法定雇用率の引き上げにより、法定雇用率の維持を継続していく必要があります。
- ・所属する部署での業務把握はできているものの、部署を越えた連携など充分に行えていません。
- ・社会福祉法人の制度改革により、適正な計算書類の作成と公表が義務付けられています。多岐にわたる事業のほか、成年後見事業では利用者からの預かり金品を取り扱っています。一人の職員で完遂させないよう内部けん制を働かせる必要があります。
- ・市内各世帯には毎月のように寄付金等の募集が配布されており、そのなかの一つである本会会員会費の減少幅も大きくなっています。本会の果たす役割や会費の使いみちなどを市民に理解してもらう必要があります。

<市民交流センター>

- ・施設管理の一部を市より受託しています。事故防止、環境美化に努めていますが、改修工事において施工されなかった箇所の破損が多くなってきています。
- ・市社会教育施設の管轄として、3階の多目的ホール・研修室・学習室の貸し出しを行っています。

(2)目標・方針

- ・人事管理や財務管理の整備を進め、法人全体が円滑に運営できるための役割を果たします。
- ・社会保険労務士や産業医などの外部機関から助言をいただきながら、「働きやすく、やりがいの感じられる職場」づくりを進め、職場としての魅力を高めていきます。
- ・全社協が示した「社協職員行動原則—私たちがめざす職員像—」を改めて全職員に徹底するよう促していきます。
- ・従来の庶務・経理といった意味での総務課でなく、事業全体の管理や総合的な事業執行を行うためのマネジメント部門として確立していくため、課職員の資質向上をめざします。
- ・他部署との職員間連携を深めるため、部署を越えた情報交換会などを企画し、互いの業務理解や課題解決に向けた取り組みなど相互理解を図ります。
- ・会員会費の減少幅を抑えるために、市民に対して、本会の役割に理解と共感を得るための取り組みや情報発信に努めます。また、積極的に寄付の受け入れを行います。

<市民交流センター>

- ・引き続き環境美化に努めるとともに、ヒヤリハット事例を検証し事故防止に努めます。施設の破損箇所については、早急に市へ報告し、修繕を要望します。
- ・新型コロナウイルス感染症は収束しないため、利用者に対して新しい生活様式を徹底し、感染しない・させない利用を促します。

(3)事業概要

【組織管理】

事業名等	内 容	特記事項
課内会議	年間の取り組み、会費・募金への取り組み等を協議します。	
衛生委員会	職場における職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成について協議します。 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回開催 ・定期健康診断及びストレスチェック：年1回 	
財務管理、会計事務	適正な事業運営に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・会計月次監査：毎月1回（つばさ税理士法人） 	
労務管理、人材育成	職員の能力を最大限に発揮できる労務管理をめざすとともに、人材育成に取り組みます。 <ul style="list-style-type: none"> ・外部研修への参加、内部研修の実施 ・人事考課制度、目標管理制度 	

【安定した事業財源の確保】

事業名等	内 容	特記事項													
会員募集	福祉サービス充実のための事業財源の確保をめざします。														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">会費種別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会費</td> <td>一世帯 500 円</td> <td>8月に自治会を通じて依頼</td> </tr> <tr> <td>賛助会費</td> <td>一口 1,000 円</td> <td rowspan="3">5月を強化月間として依頼</td> </tr> <tr> <td>特別会費</td> <td>一口 10,000 円</td> </tr> <tr> <td>まる特会費</td> <td>年額 50,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		会費種別		備考	一般会費	一世帯 500 円	8月に自治会を通じて依頼	賛助会費	一口 1,000 円	5月を強化月間として依頼	特別会費	一口 10,000 円	まる特会費	年額 50,000 円
	会費種別		備考												
	一般会費		一世帯 500 円	8月に自治会を通じて依頼											
	賛助会費		一口 1,000 円	5月を強化月間として依頼											
特別会費	一口 10,000 円														
まる特会費	年額 50,000 円														
寄付金の受け付け	随時受け付けています。														
共同募金運動への協力	新潟県共同募金会燕市共同募金委員会の事務局として、共同募金運動に取り組みます。	10月から12月を募金期間とし準備から集計、助成までを行います。													
補助金・受託金の確保	市や新潟県社協等との連携を密にし、安定的な財源確保をめざします。														
基金の管理	社会福祉基金及び早川賢治・清子社会福祉基金の適正な運用を行います。														
各種助成金の活用	共同募金をはじめ、必要とされる事業に関する助成金を活用し、事業を進めます。														

【各種団体との連携】

事業名等	内 容	特記事項
自治会協議会との連携	各世帯に対して、会員会費と共同募金の取りまとめをお願いしています。自治会からの依頼により、出向いての説明を行います。	8月：会員会費 10月：共同募金
老人クラブ連合会への協力	事務局の運営に協力しています。 (燕市、燕地区・吉田地区・分水地区)	

【給付事業の実施】

事業名等	内 容	特記事項
障がい者タクシー利用券 等助成事業 <市受託事業>	タクシー利用券または自動車燃料費助成券を給付します。 ・身体障害者手帳1・2級：500円×30枚 ・身体障害者手帳3級、療育手帳A：500円×15枚	今年度より給付枚数に変更となります。
金婚慶祝事業 <共同募金助成事業>	結婚50周年を迎えた夫婦へ、敬老の日に「祝詞」を贈呈します。	次年度に向けて事業の移管を検討します。

【管理施設の運営】

事業名等	内 容	特記事項								
市民交流センター <市受託事業>	<p>多くの来館者がある複合施設です。</p> <p>本会では貸館、清掃、樹木管理業務等の施設管理を行います。</p> <p>【開館時間】8：30～21：30</p> <p>【休 館 日】12/29～1/3</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 訳</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3F 学習室</td> <td>常時開放。学生が利用。</td> </tr> <tr> <td>3F 研修室</td> <td>有料貸し出し、市社会教育課</td> </tr> <tr> <td>3F 多目的ホール</td> <td>管轄</td> </tr> </tbody> </table>	内 訳	備 考	3F 学習室	常時開放。学生が利用。	3F 研修室	有料貸し出し、市社会教育課	3F 多目的ホール	管轄	<p>新しい生活様式を遵守し、新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生しないよう、利用者への周知を徹底します。</p> <p>館内の消毒作業を継続して行います。</p>
内 訳	備 考									
3F 学習室	常時開放。学生が利用。									
3F 研修室	有料貸し出し、市社会教育課									
3F 多目的ホール	管轄									



【WAMNET で情報公表しています】



【市民交流センターでは検温を徹底しています】

3. 地域福祉課 地域福祉係

(1)現状・課題

- ・ 支え合い活動（共助・互助）の推進では、住民が主体的に地域課題について話し合い、課題解決に向けた取り組みを行う場の設置を進めています。こうした場を、身近なまちづくり協議会の13エリア、地域包括支援センターの4圏域及び市全域にそれぞれ設置^{*}し、支え合いの体制整備を進めています。現在、まちづくり協議会のエリアにおいては、全13エリアのなか8エリアで設置されていますが、引き続き設置を働きかける必要があります。

※まちづくり協議会の13エリア（概ね小学校区）に「地区支え合い活動推進委員会」、地域包括支援センターの4圏域（おおまがり・さわたり・吉田・分水）に「圏域支え合い活動推進会議（第2層協議体）」、市域に「市支え合い活動推進会議（第1層協議体）」の設置を進めています。

- ・ 介護予防事業では、レインボー健康体操及びスクエアステップを中心に、自主的に介護予防へ取り組むグループの立ち上げを行っています。また、住民同士が集まり交流するふれあいサロン等の推進にも取り組んでいます。交流の場が多様化する一方、心身や生活環境の変化により参加することができなくなったり、担い手不足などさまざまな理由により継続することに苦労しているふれあいサロンもあります。
- ・ 地域住民が抱える地域生活課題が多様化するとともに、各分野においても支援機関や制度、取り組み等が多種多様になっています。本会は、地域住民、民生委員児童委員、ボランティア、市、社会福祉法人等の多職種が連携・協働できるよう、中核的な役割を担うことが求められています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症により、これまでのように人が集まることや接触することが難しくなり活動が制限されています。ボランティア活動や市民活動等を行ううえでも、ウィズコロナを念頭に実施方法を工夫したり、活動を変えていく必要があります。また、新たなボランティアニーズにも応えていかなければなりません。

(2)目標・方針

- ・ 誰もがその人らしく住み慣れた地域で暮らせるよう、住民が主体的に地域生活課題について話し合い、解決に向けた取り組みを行う場「地区支え合い活動推進委員会」の設置を継続的に進めます。地域にある課題を自分事として考え、将来の地域の姿を想像できるよう工夫しながら支え合い活動（共助・互助）を推進します。
- ・ 地域住民の交流の場であるふれあいサロンや介護予防自主グループ等が、継続して活動できるよう関わるとともに、参加者の心身の状態が変化しても交流が継続できるよう、関係者との意見交換や情報共有を行います。
- ・ コロナ禍でも必要なことや大切なことを再確認しながら、ボランティア講座等を開催し、安全に活動できるようつなげていきます。地域住民や関係者とともに自分たちにできることを考え実践します。
- ・ 活動者や福祉施設等のニーズ把握を行い、状況に合わせた取り組みを行います。活動者向けにオンラインによる活動のきっかけづくり講座を開催する等、新たな提案を行います。

(3)事業概要

【企画・調整・情報発信機能の強化】

事業名等	内 容	特記事項
課内定例会	前後1カ月の業務の振り返りと情報の共有を行います。 ・月1回開催	福祉後見・権利擁護係とで行います。
係定例会	係の実施する各種事業の企画や進捗確認、相談対応等の検討、情報共有等を行います。 ・月1回開催	
支え合い活動推進担当者定例会	支え合い活動の進捗状況の共有と課題の解決、今後の取り組みに関する検討を行います。 ・月1回開催	市担当課職員も同席し、連携を図ります。
介護支援専門員との定例ミーティング	介護事業課：介護支援専門員と支え合い活動推進担当職員による、業務の相互理解と連携を図ります。 ・月1回開催	地域課題の抽出、本会事業への反映など、日常的な内部連携を図ります。
各種ツールを活用した情報発信	市民等が関心をもち積極的な参加を促せるよう、本会のHPや広報紙・SNSを活用して情報発信を行います。	

【各種団体・支援機関・福祉施設・企業等との連携】

事業名等	内 容	特記事項
民生委員児童委員との協働	各地区民協定例会へ出席し、本会事業の周知を図るとともに、事業全般にわたり連携・協力します。	燕第1地区～第4地区、吉田地区、分水地区
まちづくり協議会との連携	役員会・総会等へ出席し、情報交換を行います。	
市内支援機関との連携	地域包括支援センター定例会や情報交換会へ出席し、包括エリアでの個別支援や地域における支え合いのしくみづくりについて、連携・協働します。	
福祉施設との連携	オンラインを活用した福祉施設とボランティア団体のつながりづくり等、新たな視点での連携を進めます。	
ボランティア・市民活動団体や企業等との連携	ボランティア・市民活動団体や企業等と連携し、講座等を行います。	

【一人ひとりの自立生活を支える事業の実施】

事業名等	内 容	特記事項
個別相談対応	相談の受容、必要な支援の調整、ケース会議の開催、関係機関との連携等、相談の解決に向け、きめ細やかに対応します。	新たな相談の入り口として、燕市社協LINE相談窓口を開設しています。
地域支え合い活動の推進 ＜共同募金助成事業＞	まちづくり協議会エリアを目安に、住民主体による支え合い活動を推進します。また、周知や啓発、地域の福祉課題を把握することを目的に、地域で意見交換会やワークショップ等を行い、地域福祉についての理解を深めます。	※別表1参照(13ページ)

事業名等	内 容	特記事項
研修会、情報交換等の開催 ＜共同募金助成事業＞	住民主体による活動や、地域の関係者との連携・協働による多種多様な活動が広がるよう、人材の発掘や育成、連携強化を目的に研修会や情報交換会を行います。	
ふれあいサロン活動の支援 ＜共同募金助成事業＞	ふれあいサロンへ運営費や年末年始イベントの助成、講師派遣などの活動支援を行います。地域住民のお互いさま意識の醸成を図るため、担当職員が定期的に訪問します。	前年度は66サロンへ助成を行いました。
通所型サービスB（住民主体の取り組み）の支援 ＜共同募金助成事業＞	介護予防・日常生活支援総合事業「新しい総合事業」における通所型サービスBを実践する団体に対し活動費を助成し、側面的支援を行います。	前年度は5団体に助成しました。
玄関前除雪支援事業 ＜共同募金助成事業＞	自力での除雪が困難で、かつ親族や地域住民等の支援を得ることが困難な障がい者や高齢者のみの世帯等を対象に、玄関前の除雪を支援します。	前年度より、側溝の泥上げも対象としています。（地域の協力員による作業のみ）
介護予防の推進 ・地域介護予防活動支援事業 ・介護予防普及啓発事業 ＜市受託事業＞	<p>＜地域介護予防活動支援事業＞</p> <p>住民相互の介護予防活動により、参加者の健康寿命を伸ばすとともに、地域のつながり強化をめざします。</p> <p>(1) いきいきつばめサポーター養成講座初級編 （レインボー健康体操：8日間コース） （スクエアステップ：7日間コース） ：各1回</p> <p>(2) いきいきつばめサポーターフォローアップ 講習会：2回</p> <p>(3) いきいきつばめサポーター情報交換会：1回</p> <p>(4) 男性のための介護予防基礎講座（4日間コース） ：1回</p> <p>(5) レインボー健康体操体験会：1回 スクエアステップ体験会：1回</p> <p>(6) お試し教室：3会場（各会場4日間設定）</p> <p>(7) 効果測定</p> <p>(8) 自主グループ活動支援（講師派遣）</p> <p>＜介護予防普及啓発事業＞</p> <p>介護予防活動を始めるきっかけとなるよう、普及啓発を行います。</p> <p>・講演会：3回</p>	<p>(1)(2)(3)(4) 地域において介護予防に自主的に取り組むグループを立ち上げ、その中心となって活動する人材を養成します。</p> <p>(5)(6) 体操を体験することで、興味をもってもらいます。</p> <p>(7) 住民同士の介護予防活動に参加することの有効性を検証します。</p> <p>(8) 自主的な活動の充実、継続に向け、有資格者講師を派遣します。</p>
生活支援体制整備事業 ＜市受託事業＞	市内4圏域の支え合い活動推進会議（協議体）を中心として、資源開発や地域の支援ニーズとサービス提供主体とのマッチング等を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けた取り組みを推進します。	第1層（市全域）及び第2層（4圏域）の生活支援コーディネーター（SC）を担います。

【ボランティア・市民活動センター機能の充実】 <共同募金助成事業>

事業名等	内 容	特記事業
ボランティア・市民活動センター運営委員会	活動者、関係機関等から選出された委員により、ボランティア・市民活動センター事業への意見提案等を行います。	
ボランティアコーナーの活用	市民交流センター1階交流ホールの掲示など、活動者が情報発信できる場を提供します。	
ボランティア活動の支援	<p>現状のニーズをしっかりと把握したうえで、ボランティア活動に興味をもってもらえるような講座を開催します。</p> <p>また、既存の活動が停止しないように、新しい活動方法の提案等を行います。</p> <p>活動者や団体同士が情報交換できるような場を設け、コロナ禍における活動者の悩みやアイデア、今の取り組みを共有できるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア入門講座 ・オンライン活用講座 ・ボランティア・市民活動まつり 	
福祉教育の推進	<p>福祉について学ぶ機会として、学校や市民からの要請に基づき、授業や講座へ講師を派遣します。また、本会事業として福祉体験講座を企画し、福祉を身近に感じられるような体験の場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学生向け福祉体験講座 ・各学校での福祉教育支援（コーディネート及び指導） 	
24 時間 TV チャリティ街頭募金への協力	日本テレビ放送網㈱が主催するチャリティ募金において、ボランティアによる募金活動を行います。	感染症予防対策に留意して実施



【ボランティア活動者向け
zoom 活用講座（初級編）】

●別表1：支え合いのしくみづくり取り組み予定

圏域	地区	支え合い活動 推進委員会	相談所など通年の取り組み		備考
			名称（会場）	開設日時	
おおまがり圏域	燕第一	設置済	おたすけ相談所 （小池公民館）	毎週火曜・金曜 午前9時～正午	住民の困りごとをキャッチするために、相談所のPRと関係者の連携強化を図ります。
	燕西	設置済	こまりごと相談所 ／ふらっと広場 （西燕公民館）	毎週水曜 午前9時～正午	相談所の開設日に合わせて、誰でも気軽に立ち寄れる「ふらっと広場」を開催しています。
さわたり圏域	燕北	設置済 （令和2年度設立）	—	—	サロンと支え合い活動推進委員会との連携につながる活動を計画しています。
	燕東	設置済 （令和2年度設立）	—	—	自然と支え合える関係を築けるよう、仲間づくりにつながる活動を検討しています。
	燕第二	設置に向けた 検討を継続中	—	—	燕第二地区支え合い活動推進委員会（仮称）の設置に向け検討中
	（燕北小学校区）	—	—	—	（まちづくり協議会未設置地区）
吉田圏域	粟生津	設置済	—	—	粟生津地区協議会（まちづくり協議会）内に設置。支え合う機運を高めるため、自治会ごとの学習会を進めます。
	吉田 （吉田小学校区）	設置済	吉田ふれ愛サロン なかま （吉田ふれあいセンター）	毎週木曜 午前10時 ～午後3時 ※当面は正午まで	吉田地区まちづくり協議会内に設置。支え合える仲間づくりと介護予防を目的に、いつでも自由に入出りできるサロンを開催しています。
	吉田南	設置に向けた 検討を継続中	—	—	吉田南地区支え合い活動推進委員会（仮称）の設置に向け検討中
	吉田北	新規	—	—	今年度から検討を進めます。
分水圏域	分水小学校区	設置済	ささえ愛相談所 （分水福祉会館）	毎週木曜 午後1～4時	活動者（ボランティア）の学習会等を計画していきます。
	島上	設置済	—	—	構成自治会で、支え合いのしくみづくりについて検討しています。
	分水北	設置に向けた 検討を継続中	—	—	分水北地区まちづくり協議会と（特養）分水の里が協力して開催している「地域のえんがわ」（居場所、サロン）を継続して運営していきます。
	四箇村	新規	—	—	今年度から検討を進めます。

4. 地域福祉課 福祉後見・権利擁護係

(1)現状・課題

- ・前年度に市内関係機関に対して行った「成年後見制度に関する実態把握調査」では、多くの課題を把握することができました。これらの解決に向け、計画的に他機関多職種と連携しながら取り組む必要があります。
- ・判断能力が不十分な人の権利を擁護するために、日常生活自立支援事業の実施や成年後見制度の推進を図っています。しかし、制度では解決できない地域の諸問題が潜在しており、それらをどのように発掘し、支援につなげていくかが課題です。
- ・福祉後見・権利擁護センターのあり方やその機能、同センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の開催など、有効的に進めていかなければなりません。そのために、市や関係機関、地域住民等とのネットワークをさらに強化することが課題です。
- ・個人ではなく「社協」という法人が行う特性を活かし、法人後見に取り組んでいます。今後も適切な後見人等の担い手がいないとき、本会がそのニーズに応えていかなければなりません。そのための業務体制整備や担い手養成が課題です。
- ・日常生活自立支援事業や成年後見事業では、利用者からの預かり金品を取り扱っています。一人の職員で完遂させないよう内部けん制を働かせる必要があります。
- ・心配ごと相談や弁護士相談の開催のほか、経済的困窮の相談については、小口資金貸付や生活福祉資金活用への対応をはじめ、市担当課との連携により生活再建への支援を行っています。特に資金活用では、新型コロナウイルス感染症の拡大により相談者が増大しており、その後の支援が課題です。

(2)目標・方針

- ・市より「権利擁護支援事業」を受託し、実態把握調査による課題の解決に取り組みます。
- ・権利擁護に関する相談及び専門的支援、権利侵害への対応等を行うとともに、困難な相談は専門職へつなぎ、解決を図ります。
- ・成年後見制度の認知度はいまだ低く、専門職をはじめ地域住民、団体等を対象に草の根的な普及啓発を行います。特に、高齢者や障がい団体には、成功事例を用いてわかりやすく説明することで予防的な啓発に務めます。また、差別解消に関する普及啓発も進めます。
- ・運営委員会を定期的で開催し連携を強めます。また、この運営委員会を活かした、地域における権利擁護支援のネットワーク構築を検討します。
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度を進めていくうえで、地域の権利擁護支援の課題発掘や解決策、将来の担い手の養成についても検討します。
- ・法人後見を引き続き行いますが、業務体制の整備や情報の共有を図るなど、法人として担う活動であることを意識し取り組みます。同時に、職員の資質向上に務めます。
- ・利用者からの預かり金品を取り扱う際は、複数チェックのもとで行います。月1回の預貯金通帳等を掌握するとともに、機会あるごと（不定期）に預かり金品を点検します。
- ・心配ごとをはじめとする各種相談には、適切に対応していきます。なかでも、前年度からの新型コロナウイルス感染症の拡大により資金を活用された方には、その後の生活状況を確認し、資金償還に対する助言など、個々に応じた支援を行います。

(3)事業概要

【相談窓口機能の強化】

事業名等	内 容	特記事項
課内定例会	※前掲3.地域福祉係（3）と同じ	
係定例会	係における相談対応・支援活動の経過確認や、事業の実施状況などについての共有化を図ります。 ・月1回開催	市担当課職員も定期的 に同席し、連携を図りま す。
福祉相談窓口の設置	生活に関わるさまざまな相談を受け止め、他の機関と連携し て対応を進めます。	
心配ごと相談事業 ＜市受託事業＞	生活上の心配ごとや困りごとなど、市民の不安や悩みを受け 止めます。予約なしで利用できます。 【開設日時】毎週水曜 13：00～16：00 【会 場】市民交流センター1F 相談室 【相 談 員】専従の相談員（相談員6名）	新型コロナウイルス感 染症予防対策により、電話 相談にも対応しています。
弁護士相談事業 ＜共同募金助成事業＞	法的な相談ニーズに対応します。事前予約制（1回5名受け付 け）で、1人30分、無料で利用できます。 【開催日時】毎月10日・30日（日曜等の場合は変更あり） 13：00～15：30 【会 場】市民交流センター1F 相談室 【相 談 員】新潟県弁護士会派遣の弁護士	
小口資金貸付事業	緊急の生活費として3万円を限度に貸し付けを行います	
生活福祉資金貸付制度の 利用促進 ＜新潟県社協実施事業＞	市町村窓口として、利用相談や申請の受け付け、償還指導な どを行います。	

【権利擁護専門相談・支援】

事業名等	内 容	特記事項
権利擁護支援事業 ＜市受託事業＞	市とのパートナーシップを図りながら、これまでの取り組み の検証を踏まえ、支援を必要とする人が必要とする支援を適切 に受けられるよう、体制づくりに務めます。 ・権利擁護に関する相談及び専門的支援 ・専門職や地域住民、団体等への普及啓発 ・地域における権利擁護ネットワークの構築 ・成年後見制度の利用支援 ・福祉後見・権利擁護センター運営委員会 など	
法人後見の実施	法人による後見人等として、支援の充実を図ります。	
日常生活自立支援事業 ＜新潟県社協受託事業＞	専門員・生活支援員の資質の向上に務め、適切な事業の推進 体制を構築します。	

5. 介護事業課 居宅介護支援係

(1)現状・課題

- ・健全な事業経営を維持するため利用者数の増加に務めていますが、新規利用者数と入院や施設入所等による終了者数がほぼ同じため、給付管理数は横ばいとなっています。さらなる新規利用者の獲得が必要です。
- ・特定事業所加算*を受ける事業所として、医療依存度の高い難病や終末期、地域との関係が希薄な独居世帯、高齢者世帯、認知症のケースなど、複合的課題を抱えるケースを積極的に受け入れています。抱える課題も多岐にわたり、連絡・調整等の対応に多くの時間が取られ、業務の効率化が課題です。

※専門性の高い人材の確保や支援困難ケースへの対応など、事業所全体としてより質の高いケアマネジメントを実施している事業所に対する一定単位数の報酬加算。

(2)目標・方針

- ・地域包括支援センターや関係機関との連携を深め、積極的に新規依頼を受け入れ、1カ月当たり95件の給付管理数を目標に、新規利用者の獲得に務めます。
- ・特定事業所加算を受ける事業所として、適正かつ質の高いケアマネジメントを提供するため、必要な知識と技術の習得に取り組み、「自立支援に資する」適切なケアプラン作成ができているか、プラン点検を計画的に実施します。
- ・利用者へのサービス低下とにならないよう配慮しつつ、時間外業務の縮減、業務の効率化を図り、働き方の改善に取り組みます。
- ・介護支援専門員が一人で課題を抱え込まないよう全員で共有し、解決に取り組みます。
- ・個別のニーズから地域の課題を抽出し、他課との連携により解決へつなげていきます。

(3)事業概要

【事業所の強化】

事業名等	内 容	特記事項
課内会議	各係からの現状報告や情報の共有、事業運営等について協議します。 ・年4回開催	
係定例会	より質の高いケアマネジメントを実施することを目的に、利用者に関する情報の共有、留意事項の伝達等を行います。 ・週1回開催	
事故対策委員会	安全で良質なサービスを提供するため、サービス提供中の介護事故の発生を抑えるべく、未然防止と再発予防について対策を検討します。また、その防止と予防の対策が有効に機能しているか検証します。 ・年4回開催	

事業名等	内 容	特記事項
事例検討会	事例を検討、共有することで、早期の解決に向けた適切な支援に努めます。 ・年3回及び随時開催	
支え合い活動推進担当職員との定例ミーティング	地域福祉課：支え合い活動推進担当職員と介護支援専門員とによる、業務の相互理解と連携を図ります。 ・月1回開催	地域課題の抽出、本会事業への反映など、日常的な内部連携を図ります。
内部研修会の開催 外部研修会・会議等への参加	介護事業課全職員を対象に研修会を開催します。また、外部研修会や会議等へ参加し、専門性の向上や関係機関との連携を図ることで、サービスの質の向上等に取り組みます。	

【サービスの実施】

事業名等	内 容	特記事項
居宅介護支援の実施	法令を遵守し、適正かつ良質なケアマネジメントの実施に取り組みます。特定事業所加算を取得し、質の高いサービスを提供します。 【営業時間】8:30~17:15 【営業日】月曜~金曜（祝日、12/29~1/3は除く） ※利用者の希望に応じて、24時間対応が可能な体制を整えています。	介護支援専門員実務者研修見学実習を受け入れます。
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務の受託	地域包括支援センターより委託を受け、要支援認定を受けた利用者の介護予防ケアプランの作成を行い、自立した日常生活を送れるよう支援します。	
介護認定調査の受託	市の依頼を受け、介護認定調査を行います。	他市からの調査依頼にも対応します。



【内部研修会】

「感染対策」動画視聴

三密を避けグループ別を実施します

【サービス提供の様子：食事の介助】
マスク、フェイスシールドを着用し
感染防止に努めています



6. 介護事業課 在宅福祉サービス係

(1)現状・課題

- ・訪問回数の多い利用者の入院、入所、死亡等により利用者数、利用回数ともに減少しています。また、施設入所や通所系サービスを希望される方も多い現状から、新規利用者の獲得、現利用者の利用回数増は厳しくなっています。
- ・職員の接遇や技術レベルを標準化するため、研修や指導を計画的に実施していますが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、計画とおりの実施ができない状況です。
- ・事故等の発生防止に取り組んでいます。発生件数は減少してきていますが、確実に抑えるまでにはいたっていません。事故対策委員会での検証及び新たな対策等の検討を継続し、着実に発生を防止することが課題です。
- ・介護人材、特に若い世代の確保が大きな課題です。

(2)目標・方針

- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、相談支援事業所等との連携を図り、利用者数の確保に努めます。
- ・より効率的な稼働及び経費削減に取り組み、経営状況の改善をめざします。
- ・安全かつ安心してサービスを利用いただけるよう、必要な知識と技術の習得に励み、良質なサービスを提供します。
- ・「ヒヤリハット、危険箇所記入表」アンケートを継続し、未然防止及び再発予防に取り組むことで事故の発生を抑えます。
- ・住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、関係機関をはじめ多職種と連携し、適切なサービスの提供を行います。

(3)事業概要

【事業所の強化】

事業名等	内 容	特記事項
課内会議	※前掲5.居宅介護支援係（3）と同じ	
係定例会	より質の高いサービスを提供することを目的に、訪問介護2チームと訪問入浴チームとに分かれて、利用者に関する情報の共有、留意事項の伝達、技術指導等を行います。 ・月1回開催	
事故対策委員会	※前掲5.居宅介護支援係（3）と同じ	
内部研修会の開催 外部研修会・会議等への 参加	キャリアに応じた研修受講を計画的に実施します。ほかに、外部研修参加者による伝達研修を行います。 ※前掲5.居宅介護支援係（3）と同じ	

【サービスの実施】

事業名等	内 容	特記事項
高齢福祉サービス	<p>要介護認定を受けた高齢者が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、円滑にサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 訪問介護事業 <p>【サービス提供時間】 7：00～21：00</p> <p>【サービス提供日】 月曜～日曜（12/29～1/3 は除く）</p> <p>（状況に応じ対応可。要相談）</p> • 訪問入浴介護事業 <p>：看護師 1 名、訪問介護員 2 名体制で浴槽を自宅に運び入れ、安心して入浴いただけるサービスを提供</p> <p>【サービス提供時間】 8：30～18：00</p> <p>【サービス提供日】 月曜～土曜（12/29～1/3 は除く）</p> <p>（状況に応じ対応可。要相談）</p> 	<p>緊急の訪問依頼にも柔軟に対応します。</p>
障害福祉サービス	<p>障がいのある方が、住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、各種サービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 居宅介護事業 <p>：障がい者に対するホームヘルプサービスを実施</p> • 同行援護事業 <p>：移動に著しい困難を有する視覚障がい者等に同行、援助</p> • 移動支援事業 <p>：状態に合わせ、不安なく外出や移動ができるよう支援</p> <p>【サービス提供時間】 7：00～21：00</p> <p>【サービス提供日】 月曜～日曜（12/29～1/3 は除く）</p> <p>（状況に応じ対応可。要相談）</p> • 身体障がい者訪問入浴介護事業（市受託事業） <p>：障がいのある方に、看護師 1 名、訪問介護員 2 名体制による訪問入浴サービスを提供</p> <p>【サービス提供時間】 8：30～18：00</p> <p>【サービス提供日】 月曜～土曜（12/29～1/3 は除く）</p> <p>（状況に応じ対応可。要相談）</p> 	<p>同行援護従事者研修、喀痰吸引等研修の受講により、必要な知識と技術を習得し、利用者のニーズに対応します。</p>
自費介護サービス	<p>自主事業（制度外サービス）として、高齢者や障がいのある方が安心して日常生活を過ごせるよう、生活に密着したサービスを提供します。</p> <p>【サービス提供時間】 7：00～21：00</p> <p>【サービス提供日】 月曜～日曜（12/29～1/3 は除く）</p> <p>（状況に応じ対応可。要相談）</p>	<p>利用料：30分 1,140円</p>

7. 燕・分水支所

(1)現状・課題

- ・燕・分水地区の身近な窓口としての役割を担っています。
- ・燕支所で管理する4つの施設のすべてにおいて、利用者が減少傾向にあります。利用者の維持、増加を図るための方策を検討していく必要があります。
- ・昭和48年（1973年）に開館した老人福祉センターでは、全体的に老朽が進んでおり、計画的な改修や修繕を行う必要があります。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、施設利用時の手指消毒やマスクの着用等、必要な感染症予防対策を行っています。
- ・地区老人クラブ連合会の事務局を支所職員が担っています。

(2)目標・方針

- ・支所としての機能を十分果たせるよう本部との連絡を密にしながら、来所される方に対し親切、丁寧かつ迅速に対応を行います。
- ・各施設では利用者ターゲットを絞り、利用してもらえよう施設としての情報発信に努めます。老人福祉センターとふれあい喫茶ぼぼでは、ワンコインで利用できる「おでかけサロンプラン」を市内ふれあいサロンへ周知して利用者増をめざします。
- ・引き続き、必要な感染症予防対策を徹底していきます。
- ・地区老人クラブ連合会については、自主運営化を進めていきます。

(3)事業概要

【支所の運営】

事業名等	内 容	特記事項
燕支所 分水支所	地域の福祉窓口として、次の業務を行っています。 <ul style="list-style-type: none">・本会会員会費、募金、寄付金の受け付け・障がい者タクシー券等の発行・福祉相談、申請等の本部への取り次ぎ・地区老人クラブ連合会事務局	

【施設の管理運営】

事業名等	内 容	特記事項
老人福祉センター 「つばめ荘」	高齢者の健康増進や生きがいづくりとした交流の場を提供します。 【開館時間】9：00～16：00 【入浴時間】10：00～15：30（6月～10月） 10：30～15：30（11月～5月） 【休館日】月曜、12/29～1/3	老人福祉センター祭は、新型コロナウイルス感染症予防のため、規模を縮小して開催します。

事業名等	内 容	特記事項
屋内ゲートボール場 「すばーく燕」	ゲートボールの利用を主として、青少年のスポーツ練習、地域の行事等、多目的に利用できる施設として運営します。 【開館時間】13:00~17:00 【休館日】月曜、12/29~1/3	
ふれあい喫茶「ほぼ」 <収益事業>	障がいのある方がボランティアの支援を受け、社会参加の機会として、接客に従事しています。 【営業日】火曜~土曜（祝日、12/29~1/3は除く） 【営業時間】11:00~14:00	

【指定管理施設の運営】

事業名等	内 容	特記事項
老人集会センター	高齢者の健康増進や生きがいの場を提供する施設として管理運営します。	指定管理期間 R3.4.1~R8.3.31



【燕支所】



【分水支所】



【ペタンク大会】



【ふれあい喫茶ほぼ】

8. 就労支援センター

(1)現状・課題

<就労継続支援A型事業>

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自主製品販売の機会が減り売り上げが大きく落ち込んでいます。収入補てんのため、新たに布マスクの製作に取り組んでいます。
- ・利用者の就労機会を確保していくため、感染症予防対策に務めながら、いかに事業を継続していくかが課題です。(B型事業も同様)
- ・経営改善に向けて取り組んでいますが、利用者の能力や人数により受けられる仕事が限られています。

<就労継続支援B型事業>

- ・新型コロナウイルス感染症による影響はありましたが、農福連携事業の取り組みや請負元企業から作業の新規提案等により、大幅な減収にはいたっていません。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し、ほとんどの社会訓練活動・親睦行事を見合わせたため、利用者同士の交流の機会が減りました。
- ・利用者の平均月額工賃は上昇していますが、まだ県平均を下回っています。今後も収益性の高い仕事を確保していくことが課題です。

(2)目標・方針

<就労継続支援A型事業>

- ・利用者の障がい特性と能力を考慮し、収益性の高い仕事の開拓と自主製品の販路拡大を図ります。
- ・利用者の就労機会の確保と就労支援の原点に立ち、新型コロナウイルス感染症予防対策に務めながら、「事業継続」に向けた工夫に務めます。(B型事業も同様)
- ・引き続き経営改善に取り組みながら、今後の事業の方向性についても検討します。
- ・利用者へ体調管理の助言を行いながら、作業スケジュールを調整し効率良く作業を進めます。

<就労継続支援B型事業>

- ・新型コロナウイルス感染症予防対策に務めながら、利用者同士の交流の機会を検討します。
- ・利用者の障がい特性と能力・作業効率を考慮し、収益性の高い仕事の開拓を行います。
- ・個別支援計画の課題達成と、就労意欲を高めてもらえるような作業の提案を行います。



【A型：新たに取り組んでいる布マスク製作】



【B型：農家での苗箱洗浄作業】

【事業所の強化】

事業名等	内 容	特記事項
定例会	職員で利用者情報の共有や事業収支の確認、事業の課題について検討します。 ・月 1 回開催	
事故対策委員会	事故やヒヤリハット事例の対応策について検証します。 ・年 3 回開催	
内部研修会の開催 外部研修会・会議等への参加	外部研修参加職員が講師となって内容を伝達する内部研修会のほか、外部研修会や会議等へ参加し、専門性の向上やサービスの質の向上等に取り組みます。	

【当事者支援の充実】

事業名等	内 容	特記事項
就労継続支援 A 型 事業（雇用型）	雇用契約のもと就労経験を重ね、就職をめざします。 【利用定員】 6 名 【労働時間】 5 時間以上 6 時間未満として雇用契約書による 【主な作業内容】 ・自主事業：キャンドル・布雑貨の製作・販売 ・清掃作業：燕市役所、本会各施設 ・請負作業：商品の検品・袋詰め・封入 【相談援助】 作業のことだけでなく、働くうえで心配ごとなどの相談を受け、必要な助言を行います。	【営業時間】 8：30～17：15 【営業日】 月曜～金曜 （祝日、8/13～15 12/29～1/3 は除く）
就労継続支援 B 型 事業（非雇用型）	障がい特性や能力、体調に合わせて働けるようサポートします。しっかり働きたい利用者には、作業内容を考慮し工賃向上につなげます。 【利用定員】 18 名 【所定労働時間】 9：30～15：30 【主な作業内容】 ・請負作業：シール貼り、組み立て、検品、梱包 ポストティング、農家での作業 ・清掃作業：本会各施設の窓拭き、老人福祉センターの浴室 ・その他業務：ふれあい喫茶ほぼでの接客 老人福祉センター窓口での来館者対応 【相談援助】 ※上欄 A 型事業と同じ 【社会訓練活動】 社会訓練を目的とした事業所内外の活動	※上欄 A 型事業と同じ

9. 障がい者地域生活支援センター「地域活動支援センター」

(1)現状・課題

- ・障がいのある方の地域生活を支援するために設置された施設「障がい者地域生活支援センター」を、市の指定管理者として管理運営しています。
- ・障がいのある方に対し、一人ひとりの特性を考えた専門的な支援ができるよう、施設としての体制強化が課題です。
- ・障がいに対する差別・偏見を取り除き、障がいのある方たちが安心して暮らせる地域づくりへの普及啓発活動が必要です。

(2)目標・方針

- ・利用者のQOL（生活の質）を高めるために、関係機関との連携を強化し、事業と支援の充実を図っていきます。そのためにも、担当する職員の資質向上に取り組みます。
- ・障がいのある方の日常生活や地域との関わりを支援します。
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策を行い、利用者が安心して過ごせる体制づくりに努めます。
- ・事業の周知をはじめ、ボランティアの育成や障がいに対する理解を深めるための普及啓発活動など、機能強化型事業^{*}の充実を図ります。

※専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を実施。

(3)事業概要

【事業所の強化】

事業名等	内 容	特記事項
全体会議	地域生活支援センターにおいて実施する3事業の職員が一堂に会し、情報の交換と共有を行います。また、現状と課題を確認し、方向性を検討します。 ・年4回実施	
定例会	登録人数や利用者の動向について共有し、利用者に対する支援の方向性を確認及び検討します。 ・年8回実施	
事故対策委員会	地域生活支援センターにおいて実施する3事業の事故やヒヤリハット事例の対応策について検証します。 ・年3回開催	

【事業の実施】

事業名等	内 容	特記事項
地域活動支援センター事業（機能強化型）	<p>障がい者に対する相談対応をはじめ、安心して過ごせる居場所の提供や仲間との交流、創作活動などを通じて社会参加を促します。</p> <p>【実施時間】 9：00～17：00</p> <p>【実施日】 月曜～金曜（祝日、12/29～1/3は除く）</p> <p>【基礎的事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活訓練：材料の買い出し、調理等 講座・余暇活動：書道、昼食会等 外出活動：花見、ボウリング等 作業体験：切手貼り（楳ハーモニックより） <p>【機能強化事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発：はばたき祭、バリアフリー普及啓発活動等 連携強化：相談事業との協働を通し、保健医療との連携促進 能力向上支援：SST※の開催、日常生活訓練 ボランティア育成：事業への協力や利用者対応となる人材の育成等 	<p>※対人関係技能の改善をめざし、それらを合理的に訓練していく治療的技法です。</p>

【指定管理施設の運営】

事業名等	内 容	特記事項
障がい者地域生活支援センター（はばたき）	<p>障がい者に対する日常の相談や日中活動等を通じ、地域生活を支援する場として施設の管理運営を行います。</p> <p>【開館時間】 月曜～土曜 8：00～18：30 日曜 9：00～16：00</p> <p>【休館日】 12/29～1/3</p> <p>事業の周知や地域の理解を得るため、「はばたき祭」を開催します。</p> <ul style="list-style-type: none"> はばたき祭 9月開催 	<p>指定管理期間 H30.4.1～R5.3.31</p> <p>はばたき祭は、新型コロナウイルス感染症予防のため、規模を縮小して開催します。</p>
障がい者地域生活支援センター運営委員会	<p>専門職や関係機関から構成された運営委員会において、事業の運営や方針等について検討を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年2回開催 	

【内職作業体験：切手貼り
葉書の一枚一枚に、
切手がズレないように
ていねいに貼ります】



10. 相談支援事業所

(1)現状・課題

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、利用者の自宅や他事業所への訪問が難しくなっています。利用者の状況把握や関係機関との情報共有が必要です。
- ・相談員の担当件数が多く、新規の相談依頼が受けにくい状況が課題です。
- ・日頃から相談支援専門員（以下「相談員」という。）の体調管理に気をつけるとともに、相談業務が停止しないよう対応策を検討しなければなりません。

(2)目標・方針

- ・電話対応に加え、WEBを利用した面談等を取り入れて相談対応に努めます。
- ・相談業務の見直しや改善などを行い、相談依頼に対応できるよう検討を進めます。
- ・相談員が一人で抱え込まないよう随時情報共有を行い、継続して複数担当制とします。

(3)事業概要

【事業所の強化】

事業名等	内 容	特記事項
全体会議	※前掲9.地域生活支援センター（3）と同じ	
定例会	担当数や相談件数の確認、相談内容の動向等について話し合います。 ・月1回開催	
事故対策委員会	※前掲9.地域生活支援センター（3）と同じ	
内部研修会の開催 外部研修会・会議等への参加	内部研修会を開催するほか、外部の研修会や会議等に参加し、相談員及び事業所の質の向上に取り組みます。	

【事業の実施】

事業名等	内 容	特記事項
相談支援事業 (計画相談及び委託相談)	障がい（者・児）や障がい種別、また、障がい福祉サービスを利用する・しないを問わず、必要とする支援を関係機関と連携しながら行います。 【営業時間】 8：30～17：15 【営業日】 月曜～金曜（祝日、12/29～1/3は除く）	
障害支援区分認定調査	市から依頼を受けて認定調査を行います。	

11. 放課後等デイサービス事業所

(1)現状・課題

- ・学齢期の障がい児に対し、基本的日常動作や自立生活を支援するための活動を行っています。個々の特性に応じた支援が必要です。
- ・コロナ禍においても日々の活動を安全に提供していかなければなりません。そのためには、保護者への説明と協力依頼が必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策により事業収益は減収しました。今年度の報酬改定を踏まえ、安定した経営への検討が急務です。

(2)目標・方針

- ・関係機関（学校・相談支援事業所・病院・サービス事業所等）との連携や外部の専門職からの助言を得て、「放課後等デイサービスガイドライン」に沿った支援に努めます。
- ・コロナ禍における利用についても理解と協力をいただけるよう、日頃からの関わりのなかで保護者との信頼関係をとおして、地域で求められる事業所をめざします。
- ・報酬改定についての情報を把握し、これからの経営について早期に検討のうえ、事業収益の増収を図ります。

(3)事業概要

【事業所の強化】

事業名等	内 容	特記事項
全体会議	※前掲9.地域生活支援センター（3）と同じ	
定例会	事業の状況報告、連絡等のほか、課題について共有、検討します。 ・年7回実施	
事故対策委員会	※前掲9.地域生活支援センター（3）と同じ	
ケース会議	個別支援計画に沿って支援をするなかで、直面する支援への困りごとや改善策などを定期的に協議し、質の高い支援サービスを提供できるよう務めます。 ・年4回実施	
内部研修会の実施 外部研修会への参加	専門性の高い支援をめざし、内部研修会を開催するほか、外部研修会に参加し、サービスの質の向上に取り組みます。	

【事業の実施】

事業名等	内 容	特記事項
放課後等デイサービス事業	<p>利用者本人や家族の思いを反映した個別支援計画を作成し、目標達成に向けて支援を行います。</p> <p>個々の発達を促すため、定期的に外部の作業療法士から助言を受け、利用者支援に活かします。</p> <p>学校との連携強化を目的に、小・中・高等学校の特別支援クラスや特別支援学校への訪問を行います。</p> <p>送迎時には、保護者との会話から利用者の様子を把握し、保護者との信頼関係を築きます。また、相談を受けた時は、必要に応じて相談支援事業所や学校等へ適切につなぎます。</p> <p>【定 員】 10名</p> <p>【営業時間】 14：30～18：30（放課後） 8：30～16：30（休校日）</p> <p>【営 業 日】 月曜～土曜（祝日、12/29～1/3は除く）</p>	休校日については、延長支援も可能です（応相談）。

【日々の活動や毎月の行事で
社会生活の経験の場を広げたり
季節の変化を感じたり
一つひとつできるよう支援します】



生活訓練「お米を研いでおにぎりをつくろう」



余暇「アロマハンドトリートメント」



季節の行事「クリスマス会」



小集団活動「フルーツバスケット」

12. デマンド交通予約センター

(1)現状・課題

- ・「おでかけきららん号」は、交通弱者の利便性向上等に向けた、身近な公共交通の役割を担っています。
- ・予約の電話は午前中が多く、オペレーターへつながりにくい状況にあります。高齢者への対応に時間がかかることや予約便を勘違いしている人が多いこと等も、その要因の一つです。
- ・満車等により希望の便の予約がとれない人もいることから、今後の対応が求められています。

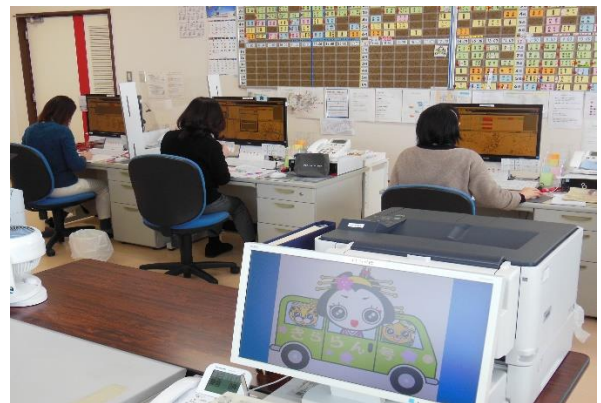
(2)目標・方針

- ・「安全運行第一」として、正確かつ迅速な予約受付と効率的な配車業務を進め、利用者へのサービス向上を図ります。
- ・情報の共有化を図り、利用者に応じた適切な対応を行います。特に高齢者には、予約内容の繰り返しの確認や利用ルールの説明などを親切かつ丁寧に対応します。
- ・燕・弥彦地域公共交通会議と運行事業者との連携を図り、一層のPRと運行ルールの周知を図ります。

(3)事業概要

【事業の実施】

事業名等	内 容	特記事項
デマンド交通予約センター	<p>「おでかけきららん号」の予約受付業務及び配車業務を行います。</p> <p>【予約の受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期 間 利用日の1週間前から運行の1時間前まで ・時 間 7：45～16：00 ・休業日 土曜・日曜・祝日、12/29～1/3 <p>※午前7時便と午前8時便の予約は、前日（前日が休日の場合は直前の運行日）の午後4時までの受付です。</p>	



【オペレーターが親切・丁寧に対応します】

13. 吉田老人センター

(1)現状・課題

- ・施設管理者の指定を市から受け、高齢者の心身の健康保持と福祉増進を図るつどいの場として施設の管理・運営をしています。
- ・前年度の大規模改修等後、施設の維持に務めています。しかしながら、経年劣化により改修等が必要な箇所が存在します。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、施設利用時の手指消毒やマスクの着用、浴場の利用者数制限など、必要な感染症予防対策を行っています。
- ・利用者数が年々減少しています。この施設を活動拠点としている吉田地区老人クラブ連合会（以下「吉田地区老連」という。）の会員が、減少傾向にあることが影響しています。

(2)目標・方針

- ・適正かつ効率的な施設の管理・運営に務めます。
- ・施設の適正な保守管理を行い、予算の範囲内での改修工事を進めていきます。
- ・引き続き、必要な感染症予防対策を徹底していきます。
- ・主な利用者である吉田地区老連の会員には、施設を拠点とした活動への参加を促します。また、他部署と連携し、新たな会員加入を目的とした活動などを検討し、施設利用者数の増加へつなげます。

(3)事業概要

【指定管理施設の運営】

事業名等	内 容	特記事項
吉田老人センター	各種生きがい教室のほか、高齢者の健康づくりのための講座などを開催します。適正かつ効率的な施設運営を行います。 【開館時間】 9：00～16：00 【入浴時間】 12：00～16：00 【休 館 日】 日曜・祝日、12/29～1/3	指定管理期間 H30.4.1～R5.3.31 休館日が変更になりました。



【健康づくり講座】